

令和2年12月12日

**第25回新型コロナウイルス感染症に係る「青森市危機対策本部」 本部長指示**

12月12日（土）、青森県内では365例目から371例目、青森市内では63例目から69例目となる新型コロナウイルス感染症患者が確認され、飲食店において複数名が感染した事例も発生しています。11月10日以降、判明分が9系統40名に及ぶなど、引き続き予断を許さない状況となっていることを踏まえ、市民の健康と暮らしを守るため、以下の対策について各部局が連携し、速やかに実行することを指示します。

- 県との緊密な連携の下、感染者に対する医療措置を適切に実施するとともに、濃厚接触者について迅速に検査し、感染拡大の防止に向け積極的疫学調査を行うこと。
- 事業継続支援緊急対策事業補助金（新しい生活様式対応支援）の申請開始日を12月15日（火）から10日（木）に前倒ししたことを踏まえ、飲食店事業者等の皆さまが、業種別ガイドラインを遵守し、感染拡大防止対策を徹底いただくよう支援を急ぐとともに、引き続き県の協力を仰ぎながら感染拡大を最小限に抑え、早期収束を図ること。
- 飲食店を起点とした感染拡大に対する検査調整や調査範囲の拡大等に備え、新たに保健部保健予防課内に「感染症対策室」（15名）を組織し、感染症対策を一層強化すること。

市民の皆さまにおかれましては、今般、複数名の感染があった飲食店について、感染拡大防止の観点から店舗名を公表しているところであり、心当たりのある方におかれては、「受診・相談センター」（市保健所：☎017-765-5280）への連絡をお願いいたします。

なお、患者や濃厚接触者の詮索などは厳に慎んでいただくよう改めてお願いします。  
新型コロナウイルス感染症には誰でも感染する可能性があり、感染者自身が意図して感染するものではありません。プライバシーを尊重し、差別的行為を決して行うことのないよう、市民の皆さまの御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。